

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第25号

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部を改正する規則

大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「放課後児童クラブ（以下「」及び「」という。）」を削る。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（業務の委託）

第11条 市長は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、児童クラブ事業に係る業務を委託することができる。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を営む者であって、同法第34条の8第2項の規定による届出をしていること。
- (2) 児童クラブを年間（4月1日から翌年3月31日までをいう。）250日以上開所できること。
- (3) 政治的又は宗教的な団体でないこと。

2 前項の規定により委託された者（以下「受託者」という。）は、毎月15日までに前月の活動内容及び前月1日現在の運営状況に係る月報を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、委託業務の適正な遂行のために必要な調査を行い、又は受託者に必要な報告をさせることができるものとする。

別表第1大和市林間放課後児童クラブの項中「48」を「160」に改め、同表大和市文ヶ丘放課後児童クラブの項中「大和市文ヶ丘放課後児童クラブ」を「大和市文ヶ岡放課後児童クラブ」に改め、同表大和市西鶴間放課後児童クラブの項中「41」を「48」に改める。

別表第2中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。